平成２５年（フ）第６３９号
広島市中区猫屋町２番24―402号
債務者　山室　延子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８２号
佐賀県佐賀市八戸２丁目６番28号
債務者　平川由里子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９８号
佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田丁4368番地３
債務者　副島　葉子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１９６号
鹿児島県鹿児島市加治屋町３番２―201号
債務者　春田　洋一
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５０号
栃木県足利市新宿町778番地　雇用促進住宅足利宿舎１―104
債務者　飯島　吉枝(住民票上の氏名飯島吉枝)
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第５５号
栃木県佐野市堀米町3591番地、前住所埼玉県さいたま市大宮区上小町799番地１萬荘Ｃ棟203号室
債務者　上岡　真吾
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１２８２号
横浜市金沢区六浦東２丁目２番12―101号
債務者　渡邉　達也
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６４号
北海道旭川市東光11条３丁目１番19号　コンフォートＴ205号室
債務者　瀧ヶ平　明
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６７号
北海道旭川市新富１条３丁目３番18号　ＩＫＥ１・３Ａ号室、申立時の住所北海道旭川市秋月１条１丁目１番17号
債務者　冨居　英雄
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６８号
北海道旭川市新富１条３丁目３番18号　ＩＫＥ１・３Ａ号室、申立時の住所北海道旭川市秋月１条１丁目１番17号
債務者　冨居　雅美
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２３号
北海道旭川市緑が丘東２条４丁目７番１―112号
債務者　辻　久仁子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２８号
北海道旭川市東光７条１丁目４番14号　ナデム７・１　203号
債務者　池田　嘉人
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０７号
静岡県浜松市中区富塚町159番地の１　向平コーポ201、前住所静岡県浜松市西区西山町2293番地　ファミール・ヒルズ西浜松206号
債務者　村松富美子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３６６号
静岡県焼津市小川新町５丁目２―17、住民票上の住所静岡県焼津市小川新町５丁目５番６号
債務者　杉本　深雪
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５８号
岡山市東区益野町563番地
債務者　原　　由子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部